

三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

- 3 知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。
- 4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならぬ。

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、特別の理由があると認めたときは、利用料金を減免するものとする。

(利用料金の不還付)

第十三条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰することができない理由により宿泊室を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表 (第四条、第十二条関係)

一 施設使用料

(一) 研修室及び会議室

区 分	使 用 料 の 額	
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで
研修室	一、〇〇〇円	一、三〇〇円
会議室	一、〇〇〇円	一、三〇〇円

(二) 宿泊室

区 分	使 用 料 の 額 (一人一泊につき)
宿泊室A	五、二五〇円
宿泊室B	六、八二五円
宿泊室C	七、八七五円

宿泊室D

備考 宿泊室の区分は、次のとおりとする。

- 一 宿泊室A 床面積が二十二平方メートルの宿泊室をいう。
- 二 宿泊室B 床面積が二十八平方メートルの宿泊室をいう。
- 三 宿泊室C 床面積が三十一平方メートルの宿泊室をいう。
- 四 宿泊室D 床面積が三十九平方メートルの宿泊室をいう。

二 設備使用料

区 分	使 用 料 の 額 (一基一時間につき)
機械器具	四、二〇〇円を超えない範囲内で規則で定める額

備考 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

(秋田県勤労身体障害者スポーツセンター条例の一部改正)

第六条 秋田県勤労身体障害者スポーツセンター条例(昭和五十一年秋田県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条第二項を削る。

第三条を次のように改める。

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかつたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理上支障が生じたとき。

第四条を第七条とし、第三条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

八、四〇〇円

第四条 センターの管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用的許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 センターの利用を通じた勤労身体障害者のスポーツの普及振興に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

（管理の基準）

第六条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つてセンターの管理を行わなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第一条の規定は平成十七年九月二十日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の秋田県営観光レクリエーション施設条例第十二条、第三条の規定による改正後の秋田県ふるさと村条例第二十二条及び第五条の規定による改正後の秋田県金属鉱業研修技術センター条例第十二条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための建設交通部関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県条例第七十九号

公の施設の管理を指定管理者に行わせるための建設交通部関係条例の整備等に関する条例

（秋田県立都市公園条例の一部改正）

第一条 秋田県立都市公園条例（昭和五十年秋田県条例第七号）の一部を次のように改正する。

秋田県知事 寺 田 典 城

目次中「第二十条」を「第二十二条」に、「第二十二条—第二十三条」を「第二十三条—第二十五条」に改める。

第五条の二第二項中「、その者が県営補助陸上競技場」を削る。

第十九条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第十九条 都市公園の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

第二十三条を第二十五条とし、第二十二条を第二十四条とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条第三号中「第二項」の下に「（これらの規定を第二十条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）」を、「知事」の下に「又は指定管理者」を加え、同条を第二十三条とし、同条の前に見出しつして「（罰則）」を付する。

第三章中第二十条を第二十二条とし、第十九条の次に次の二条を加える。

(指定管理者の業務)

第十二条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第五条の二第二項の許可並びに当該許可の取消し、効力の停止及び条件の変更並びに行方の中止、原状回復及び退去の命令に関する業務
 - 二 公園施設（法第五条第一項の許可を受けた者が設置し、又は管理するものを除く。）及び設備の維持管理に関する業務
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関し知事が必要と認める業務
- 2 前条の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合における当該都市公園の管理についての第五条、第五条の二第二項、第八条及び第十三条の規定の適用については、第五条及び第五条の二第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第八条中「知事」とあるのは「知事又は指定管理者」と、第十三条中「知事」とあるのは「知事（第六号に該当する場合においては、同号の措置を命じた知事又は指定管理者）」とする。
- (管理の基準)

第二十一条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第五条及び第八条に定めるもののほか、公開日時に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて都市公園の管理を行わなければならない。

別表第一秋田県立小泉潟公園の項中「バレー・ボールコート」を削る。

別表第一第四号(一)(1)の表バレー・ボールコートの項を削り、同号(二)(1)イの表県営補助陸上競技場の項を次のように改める。

アマチュアスキー

一

般

七、〇五〇円

九、四〇〇円

一六、四五〇円

一日につき 七〇〇円	半日につき 五八〇円	一日につき 一、一六〇円
---------------	---------------	-----------------

を

スコアボード	
半日につき 五八〇円	一日につき 一、一六〇円

に改め、同号(4)中「電気・暖房使用料」を「照明・暖

別表第二第四号(1)(イ)の表の備考五及び同号(1)(ロ)の表の備考四中「の宣伝」を削り、同号(2)の表県営球技場の項中

スコアボード	
手動式 のもの	電動式 のもの

競技場		助陸上		県営補		貸切		する場合		その他の催物に使 用するとき		ツに使用するとき	
貸 切 使 用 以 外 の 使 用		入場料を徴収 しない場合		アマチュアスポー ツに使用するとき		アマチュアスポー ツに使用するとき		土曜日・日曜日・休日		平 日		学生・生徒・児童	
学生・生徒・児童	一般	平 日	平 日	一 般	一 般	三、四五〇円	三、四五〇円	二五、八〇〇円	三九、八〇〇円	一二、八〇〇円	二〇、〇〇〇円	三、二五〇円	四、四〇〇円
一人につき 二四〇円	一人につき 二四〇円	一 人につき 二四〇円	一 人につき 二四〇円	九、四〇〇円	九、四〇〇円	四、七〇〇円	四、七〇〇円	八、一五〇円	六五、六〇〇円	三、八〇〇円	三、八〇〇円	七、六五〇円	
一人につき 一一〇円	一人につき 一一〇円	一人につき 二四〇円	一人につき 二四〇円	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円	一六、四五〇円	三三、八〇〇円	八、一五〇円	二〇、〇〇〇円		
		一人につき 二二〇円	一人につき 二二〇円	四八〇円	四八〇円								

半日につき 三五〇円

房使用料」に改め、同号(二)(4)の表中「電気」を「照明」に改める。

(秋田県港湾施設管理条例の一部改正)

第一条 秋田県港湾施設管理条例（昭和三十四年秋田県条例第十九号）の一部を次のように改正する。
 第三条の見出しを「（使用の許可）」に改め、同条第一項第一号中「船川港金川多目的広場」の下に「（以下「マリーナ施設等」という。）」を加え、同条第五項中「次の」の下に「各号の」を加える。

第十二条を削る。

第十三条中「船川港金川多目的広場」を「マリーナ施設等」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条第一項各号中「船川港金川多目的広場」を「マリーナ施設等」に改め、同条第二項中「船川港金川多目的広場」を「マリーナ施設等」に、「第三条（第二項及び第五項を除く。）、第六条及び第七条」を「当該マリーナ施設等の管理についての第六条」に、「これらの規定」を「同条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条の規定によりマリーナ施設等の管理を指定管理者に行わせる場合における当該マリーナ施設等に係る使用についての第三条（第二項及び第四項を除く。）、第四条第二項、第七条、第八条及び第十九条第一項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第七条第一号中「使用料」とあるのは「使用料（船川港金川多目的広場に係る使用にあつては、利用料金）」とする。

第十四条を第十三条とする。

第十五条中「適用される」の下に「第二条第五項及び」を加え、「球技場の開場期間及び開場時間」を「マリーナ施設の使用時間」に、「船川港金川多目的広場」を「マリーナ施設等」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条中「第十三条」を「第十二条」に、「とき」を「場合」に、「第十四条第二項」を「第十三条第二項」に、「許可」を「船川港金川多目的広場に係る使用の許可」に、「から第十二条までの規定」を「の規定は、当該許可を受けた者について」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条第二項第一号中「に定める範囲内である」を「の規定を基準として定められている」に改め、同項第二号中「第十四条第一項各号」を「第十三条第一項各号」に改め、同条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

第十九条中「利用料金を納付した者」を「使用者」に改め、同条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする。

第二十一条中「次の」の下に「各号の」を加え、同条第一号中「第二条（第十四条第二項）」を「第三条第一項から第三項まで（同条第一項及び第三

項の規定を第十三条第二項に改め、同条第二号中「第十四条第二項」を「第十三条第三項」に改め、同条第三号中「前条」を「前条第一項（第十三）条第二項において読み替えて適用する場合を含む。」又は第二項に改め、同条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とする。

別表中「、第十七条」を「、第十六条」に改め、同表第一号中「マリーナ施設及び船川港金川多目的広場」を「マリーナ施設等」に改め、同号の表の備考中三を削り、四を三とし、別表第三号(一)の表の備考四及び同号(二)の表の備考を削る。

(秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例の一部改正)

第三条 秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例（平成十一年秋田県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(行為の許可の取消し等)

第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、行為若しくは使用の許可を取り消し、又は行為若しくは使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 不正な行為により行為又は使用の許可を受けたとき。

二 行為又は使用の目的を変更したとき。

三 知事の指示に従わなかったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、ふれあい緑地の管理上支障が生じたとき。

第六条を第十六条とし、第五条の次に次の十条を加える。

(使用料の徴収)

第六条 第四条第一項第二号及び第四号に掲げる施設並びにセンターハウスの温水シャワー（以下「施設等」という。）を使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、施設等の使用の都度徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

(使用料の減免)

第七条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第八条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により施設等を使用することができなくなつた場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)